

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2007. 2.10 発行〈通巻第366号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 相次ぐ企業側の団交拒否!!
元労働者による労働組合の団交権問題 2
- 石綿問題解決のための日韓共同シンポジウムに参加しよう!! ... 4
- アスベスト報道ダイジェスト2007年1月 6
- 相変わらずの地方自治体非常勤職員災害補償制度の杜撰さ
法令適用の誤りとおかしい事務処理 7
- アスベスト救済法一周年シンポ・集会のご案内 15
- 前線から (ニュース) 17

相次ぐ企業側の団交拒否!!

元労働者による労働組合の団交権問題

職場で石綿にばく露してから30-50年の潜伏期間を経て発症するアスベスト関連疾患。発病した時はほとんどの労働者がすでに職場を退職していることになる。しかし、病気を発症した退職者やその残された遺族が団結し、権利を回復しようと結成した労働組合との団体交渉を企業側が拒否する事態となっている。石綿企業の代表であるニチアスなども、現在雇用関係にないことを理由に労組との交渉に応じていない。そして、兵庫県でも、昨年10月、「ひょうごユニオン」傘下に「住友ゴム退職者労働組合」が結成され、労災認定された退職者への対応を求めた。しかし、住友ゴムは団交を拒否し、労組側は兵庫県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行ない、全国で初めて、退職者の団体交渉権の確認が求められている。

以下、この件に関する兵庫労働委員会への労働者側見解である。

退職者を構成員とする労働組合の団交権

関西労働者安全センター 中村 猛

1、経過と争点

1990年9月まで45年間、住友ゴム工業で働いてきたMさんは、2000年1月、胸膜中皮腫で亡くなった。

2006年2月、いわゆる石綿新法が制定され、遺族(妻)と、Mさんと一緒に働き、現在は退職している友人たちが労災申請のために会社に事業主証明を求めたが、会社は「原材料にアスベストは使っていない」という理由でこれを拒否した。遺族は仕方なく事業主証明がないまま労働基準監督署に労災申請し、6月には労働災害と認定された。

翌7月、友人たちはひょうご労働安全衛生センターと共に「アスベスト健康被害に関する要望書」を会社に提出し、アスベスト使用実態の明確化・退職者に対する健康診断の実施・退職後に労災認定者された者に対する企業補償制度の確立を求めたが、会社は病気との因果関係を認めず、工場にアスベストはあったが、『原材料』には使っていないという理由でこれを拒否した。

10月、交渉に進展なしと見た遺族と友人たちは「ひょうごユニオン」に加入して「住友ゴム分会」を結成、会社に団体交渉を求めたが、会社が団体交渉を拒否したため、

1 1月、兵庫県労働委員会に団体交渉拒否の不当労働行為救済申請を行った。

分会員は遺族（妻）と、1997年、2000年にそれぞれ退職した労働者である。このようなケースで会社に団交応諾義務があるかどうか、不当労働行為が成立するかどうか、この事件の争点である。

2、答弁と求釈明

会社は「申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかとなるとき」に該当するとして却下を求め、「被申立人が申立人組合に所属する組合員らと現在、雇用契約を結んでいないことは明白である。」として、「申立人組合に対し、申立人組合（の団交メンバー）が『使用者が雇用する労働者』の代表者に該当する理由、根拠を具体的に明らかに」するよう求釈明をしている。

3、申立人組合は使用者が「雇用する労働者」の代表者である

団体交渉拒否の不当労働行為が成立するのは「雇用する労働者の代表者」との交渉においてである。ここでいう「雇用する労働者」とは、現に当該使用者が「雇用」している労働者をいう。過去において雇用されていた者は含まないとするのが原則である。

組合員らは、同僚の労働者が、会社との雇用契約に基づいて会社の工場内において働いている間に石綿に曝露し、定年退職後に胸膜中皮腫を発症し、死亡したという事実を知った。この事実を前にして、同じような職場環境で働いていた元従業員らが、団体交渉で要求したように、当時の職場におけ

る石綿の使用状況を知り、自らの石綿暴露の実態を知り、会社による健康診断を求め、万一被害が発生した場合にその補償制度を設けることについて会社の考え方を聞きたいと考えるのは、当然のことである。

このような当然の要求に対して、会社が元従業員との間での交渉に応じようとしなかったために、元従業員らが労働組合に加入し、労働組合と使用者との団体交渉によってこれらの要求を解決しようとするのも、また当然である。

そして、これらの要求は、退職後の段階においても労使交渉によって合意に達しさえすれば、解決可能な事項である。

このような要求が「雇用する労働者」でないという原則論で排除されるならば、元従業員らが働いていた職場で、会社が危険な石綿をどのように扱っていたのか、労働者の安全にどのように配慮したのか、またしなかったのか、といったことすら知ることができないということになり、また会社はそのようなことを説明する必要もないということになる。

組合員の雇用契約存続中の職場における労働条件、労働環境など、使用者側の原因によって不利益を受け、それが償われていないというような特別な事情が認められ、なおかつその後の段階においても労使交渉により合意に達しさえすれば解決可能な事項に関しては、組合は交渉適格、いわば限定された交渉適格を有するといわなければならない（参考、日本育英会事件・東京地裁・昭和53・6・30）。

石綿(アスベスト)問題解決のための 日韓共同シンポジウム(仮称)に 参加しよう!!

アジアでのアスベスト禁止の追い風になればと、2004年11月に2回めの世界アスベスト会議が日本で開催され、東京に約40か国・地域から約800人が集ったことはまだ記憶に新しい。その後、思いもかけず、日本では「クボタ・ショック」と言われるアスベスト騒ぎとなり、日本政府は、2004年10月に施行したアスベスト建材10製品に限った限定的な禁止を改め、2006年9月より製造・販売・輸入を禁止した製品の石綿含有率を「1%超」から「0.1%超」とした。世界会議にも参加し、すぐ隣でこれら日本の動きを見ていた韓国の労働者たちが黙っているはずがない。韓国にも、これからアスベスト禁止への追い風が吹くことでしょう。日本の経験を韓国の人たちと共有するための初のシンポジウムに、ふるって参加しよう。

5.18-19 石綿(アスベスト)問題解決のための 日韓共同シンポジウム(仮称)参加の呼びかけ

石綿対策全国連絡会議
連絡担当：事務局長 古谷杉郎
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
TEL (03) 3636-3882 / FAX (03) 3636-3881
E-mail: banjan@au.wakwak.com
URL: <http://park3.wakwak.com/~banjan/>

いわゆる先進工業国のなかではアスベストを最後まで使い続けた日本ですが、アジアでは原則禁止に踏み切った最初の国でもあります。アスベスト被害の顕在化・社会問題化が相対的に早かった日本の教訓を伝えて、労働組合や労働安全衛生、市民団体をはじめ、全ての関係者が、アスベスト問題解決のための戦略と展望を早期に確立し、取り組みを開始することはアジア諸国にとってきわめて有意義なことと考えられます。2009年に原則禁止を導入するという政府の方針が発表されている韓国で、まさにそのことを目的とした初めての日韓共同シンポジウム(仮称)が開催されます。ぜひ多くの方々に参加していただくよう呼びかける次第です。

- //////
- 日時： 2007年5月18日（金）午前・午後～19日（土）午前、正午終了予定
 - 会場： 韓国ソウル市内（未定）、会場へのアクセスのよいところに宿泊場所（ホテル）を確保する予定です。
 - 内容： プログラムは確定し次第、ご連絡いたします。日本側で発表を希望する方は、早めに石綿対策全国連絡会議までご連絡ください。
 - 言語： 会議では韓国語・日本語を使用し、逐次通訳がつきます。
 - 主催： 日本側＝石綿対策全国連絡会議、韓国側＝労働健康連帯、源進労働環境健康研究所を中心に関係労働組合、団体等に呼びかけて準備が進められています。

 - 費用： 会議参加費 10,000円（18日昼・夕食を含む）＋宿泊費 10,000円（朝食含む一原則2人1部屋）×宿泊日数、 おおむね上記で収められるようにしたいと思っています。
往復飛行機代、空港－ホテル交通費、上記以外の食費、観光等は自己負担となります。
 - 日程： 会議参加のみの最短日程の場合、17日（木）中にソウルに到着・宿泊していただき、17・18日の2泊、19日（土）会議終了後、夜の便で帰国というスケジュールが考えられます。
会議前日の17日（木）には、ご希望の方には、案内（と言ってもプロではなくメンバーの中のボランティアですが）付きの一日観光コースを1～3コースくらいご用意できる予定です（費用は実費負担）。
上記以外の観光等は基本にご自分で手配等をお願いします。
 - 交通： 往復の飛行機の手配は各自でお願いします。
主催者では、怪我、盗難等の補償の責は負えません。旅行保険に加入されることをお勧めします。
ソウルの宿泊場所（ホテル）での集合・解散となりますが、おって空港から宿泊場所（ホテル）までの移動手段等のくわしいご案内を差し上げます（旅慣れていない方でもご心配ありません）。

 - 申込： 参加申し込みの締め切りは、2007年4月18日（水）とさせていただきます。
氏名、住所、電話番号、Eメール・アドレス、所属団体、宿泊日程、フライト・スケジュール（決まり次第）、17日観光参加希望の有無をお知らせください（FAX 03-3636-3881 または banjan@au.wakwak.com）。
可能な限り、3月中にお申し込みいただくようご協力をお願いいたします。

アスベスト報道ダイジェスト 2007年1月

- 1/4 厚生労働省は製薬会社「日本イーライリリー」に対し、悪性胸膜中皮腫治療薬として「ペムトレキセド」（製品名アリムタ）の製造、販売を承認した。同社が昨年6月、承認を申請していた。同薬は、既に80以上の国、地域で承認されている。
- 1/7 アスベストを大量に吸引しておこるじん肺の一種「石綿肺」の被害が、アスベスト作業にたずさわったことのない住民に多発していることを把握しながら、政府がアスベスト救済新法の救済対象からはずしていたことがわかりました。厚生労働省が05年9月に報告を求めた「企業等における住民検診結果の報告について」による集計結果によると二次精密検診を受けた256人のうち、アスベスト作業にたずさわったことのない住民8人が石綿肺で、胸膜肥厚斑があると診断された住民も63人にのぼっていたが、この検診結果は非公表とされ、「石綿に関する健康管理等専門家会議」にも報告していなかった。昨年3月に施行された同法にも、この検診結果は反映されることがなく、救済対象は肺がんと中皮腫だけに限定される結果となった。
- 1/19 厚生労働省は建築用接着剤製造・販売の「タイムメント」が販売していた接着剤2製品に、石綿が含まれていたと発表、同社はこれらの製品の販売を中止し、自主回収を始めた。
- 1/22 旧日本エタニットパイプ高松工場の元社員らが、アスベストによる健康被害を受けたのは会

社側が安全対策を怠ったためなどとして、後身企業のリゾートソリューションに総額11億円余の損害賠償を求めた集団訴訟の第1回口頭弁論が高松地裁であり、原告、企業側双方が意見陳述した。

三菱ふそうトラック・バスは中皮腫で06年8月に死亡した元社員の男性が、川崎北労働基準監督署から労災認定を受けたと発表した。同社でアスベスト関連の労災認定は初めて。元社員は同社の川崎工場に41年勤務、ブレーキなどの生産に携わり、03年9月に退職した。

1/24 アスベストによる健康被害問題で「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の奈良支部は、王寺町で今年初の交流会を開き、会員や、ニチアス王寺工場の元社員らでつくる「ニチアス・関連企業退職者労働組合」のメンバーら約30人が参加。同社と子会社の竜田工業との交渉経過や、県の被害実態調査についての説明があった。

1/29 旧国鉄大船工場の元職員加藤進さんが悪性胸膜中皮腫で死亡したのは、国鉄がアスベスト粉じんへの安全対策を怠ったためだと、長女の大前麻衣さんが国鉄清算事業団を引き継いだ鉄道建設・運輸施設整備支援機構を相手取り、慰謝料を含む3245万円の損害賠償を求める訴訟を横浜地裁に起こした。原告代理人の古川武志弁護士によると、鉄道業界の石綿被害による損害賠償の訴訟は全国で初めて。



編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円(送料別)

クボタ・シヨックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録
今井明 写真・文

相変わらずの地方自治体非常勤職員災害補償制度の杜撰さ

法令適用の誤りとおかしな事務処理

地方自治体の非常勤職員の災害補償について、誤った法令適用が行われたり、事務処理がずさんに行われたりすることが多いということについて、本誌では時々触れてきた。たとえば、市役所などの本庁舎で雇用される短時間の非常勤職員は、地方公務員災害補償法第69条にもとづき、各地方公共団体（又は複数で構成される補償組合）に制定されている条例により補償されることになるが、そのシステムが十分に理解されていないかたりすることがあり、結局、該当する非常勤職員の泣き寝入りという事態につながっていたりする。

また、本庁舎以外の各種の地方自治体の事業に雇用される非常勤職員は、労災保険の対象となるにも関わらず、地方自治体が労災保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署に提出していない場合がある。もう10年以上前になるが、こうした点について近畿地方の自治体に行政監察が実施され、労働保険（雇用保険と労災保険）の加入手続きを行うよう指導したことがあった。

しかし、全国の地方自治体で今もこの誤った法令適用などの問題は継続している。ただ自治体職員の中でも少数の非常勤職員に関することであり、問題として表面化す

ることが少ないということだろう。結局、泣き寝入りやむなしと当該の職員があきらめて解決という経過をたどることは容易に想像できる。

最近、当センターに電話相談があったケースは、本来は労災保険の対象となる非常勤職員が、条例による補償制度の対象となると判断され、急性腰痛の公務災害認定を求めたところ、本人や主治医への調査等の手続を経ることなく、市長名で公務外通知を受けたというものである。災害性腰痛を調査もせず、上司が曖昧に聞いていた事実をもとに公務外にした決定もさることながら、そもそもの法律適用の誤りが放置されている状況が、改めて浮き彫りになる事例だった。

このケースでは、相談者である非常勤職員の所属部局は、基金の都道府県支部とも協議のうえで通知をしたというのだから、法律適用の杜撰さはどうも全国レベルのようだ。

ここで紹介するのは、相談者の非常勤職員に答えて当センターが法律適用関係について解説した文書である。

非常勤職員Qさんへのメール (質問への答)

Qさんのご質問に次のようにお答えします。

常時勤務に服することを要しない地方公務員（いわゆる非常勤職員）の災害補償については、その法律適用関係がやや複雑なので、全国的にも誤った運用をされている場合が多いようです。

Qさんの場合は、R市の施設であるA老人福祉センターに嘱託職員として勤務されており、勤務時間は常勤職員より短いということで、以下、話を進めます。

本庁舎以外の非常勤職員は 労災保険が適用されます

まず、労働者災害補償保険法の第3条は次のように規定しています。

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業を除く。）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。

「労働者」とは「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支

払われる者をいう。」（労働基準法第9条）ということで、まずこの第1項によれば適用事業ということになります。

ただし第2項で、「官公署の事業（労働基準法別表第一に掲げる事業を除く。）」については「この法律を適用しない」となっています。つまり官公署は適用しないけれど、そのうちの「労働基準法別表第一に掲げる事業」については労災保険を適用するということです。

労働基準法別表第一は次のとおりです。

労働基準法

別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若し

地方公務員災害補償制度適用法令等一覧表

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤職員 再任用短時間勤務・常勤的非常勤を含む	特別職	知事・市町村長・一部事務組合管理者 広域連合長・副知事・助役・出納長 収入役・監査委員（常勤） 企業管理者	地方公務員災害補償法	地方公務員 災害補償基金
	一般職	教育長・一般職員（事務吏員・技術吏員・その他の職員） 教員・警察職員・消防吏員・企業職員		
非常勤職員	特別職	議会議員・監査委員・行政委員会の委員・地方公共団体の附属機関の委員・統計調査員・民生委員・母子相談員・その他非常勤の者（労働基準法別表第1に掲げる事業所（以下「労基法別表事業所」という。）以外の事業所に勤務する者）	地方公務員災害補償法に基づく条例（法第69条）	地方公共団体
		消防団員・水防団員	消防組織法に基づく条例及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	
		学校医・学校歯科医・学校薬剤師	公立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	
	一般職	失業対策事業の労働者、その他非常勤の者（労基法別表事業所に勤務する者）	労働者災害補償保険法	国（厚生労働省）
		臨時職員等（労基法別表事業所以外の事業所に勤務する者）	地方公務員災害補償法に基づく条例（法第69条）	地方公共団体
	上記以外の臨時職員等（労基法別表事業所に勤務する者）	労働者災害補償保険法	国（厚生労働省）	
	船員	船員保険法	国（厚生労働省）	

くは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

十一 郵便、信書便又は電気通信の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

十五 焼却、清掃又はと畜場の事業

Qさんがお勤めのA老人福祉センターは、このうち「十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業」に含まれることとなります。このことについては厚生労働省の行政解釈を示した通達でも明示されています（「労働法コンメンタール3労働基準法（下）厚生労働省労働基準局編」など解説出版物多数あり）。また、地方公務員災害補償法が昭和42年12月に施行されたときに、その事務処理のために労働省労働基準局長が出した行政通達は次のとおりです。それまで地方自治体の現業部門はすべて労災保険であったのが、非常勤を除き地方公務員災害補償法がカバーすることになったという経過がわかります。

ちなみに労働者災害補償保険法が適用されない「官公署の事業」とは、労基法別表第一にない事業である、市役所や消防署の庁

舎内で働く労働者（職員）ということになります。

したがってQさんの場合には、労働者災害補償保険法が適用されるというわけです。

地方公務員に対する労災保険法の適用関係の変更について

第五五回特別国会で成立した地方公務員災害補償法（昭和四二年法律第一二一号（以下「地公災法」という。））は、地方公務員について統一的な災害補償制度を設けることとしたものであるが、同法が昭和四二年一月一日から施行されることに伴い、地方公務員に対する労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の適用関係が同日以降一部変更されることとなるので、下記に留意のうえ、事務処理に遺憾のないようにされたい。

記

一 地方公務員であって現業部門の非常勤職員でないものについては、昭和四二年一月一日から、労災保険法の適用がなくなること（地公災法第六七条第二項、労災保険法第三条第三項）。

ここに非常勤職員とは、次の者以外の者をいうものであること（地公災法第二条第一項、同法施行令第一条）。

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員
- (2) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、自治大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規

定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて一二月をこえるに至った者で、そのこえるに至った日以後引き続き当該勤務期間により勤務することを要することとされているもの

二 地公災法の施行の日(昭和四二年一月一日)の前日において、地方公共団体が行う事業について成立している労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の保険関係は、同日に消滅するので(地公災法附則第一〇条)、当該保険関係が消滅した事業については、労災保険法に定めるところにより、確定保険料の報告、納付等を行う必要があること。ただし、失業対策事業主等として非常勤職員を使用して行う事業については、事務処理の便を図るため、当該事業の廃止又は終了の日の翌日に労災保険の保険関係が消滅するものとして取り扱うこと。

三 地公災法附則第一〇条の規定により労災保険の保険関係が消滅した事業であって、同法の施行の日(昭和四二年一月一日)において、労災保険法第三条第一項各号に掲げる事業(昭四四年法第八三号附則第一二条参照、徴収令第一七条参照)に該当する事業については、同日に労災保険の保険関係が新たに成立することになるが、この場合には、届出をさせる必要がないこと。なお、同日において労災保険法第三条第二項の事業に該当する事業については、労災保険に加入するには、あらためて手続が必要であることはいうまでもないこと。

四 地公災法附則第一〇条の規定により労

災保険の保険関係が消滅した事業であって、同法の施行の日(昭和四二年一月一日)以降に労災保険の保険関係が成立したものであるものについての保険番号の振出し、メリットの適用等は、すべて新たに行うこと。

五 地公災法附則第一〇条の規定により労災保険の保険関係が消滅した事業に使用される労働者であって、同法の施行の日(昭和四二年一月一日)以降労災保険の適用を受けなくなったものの同日前に生じた業務災害に係る補償については、労災保険において行うものであること(地公災法附則第四条)。

(昭四二・一〇・二七 基発第一〇〇〇号)

他の補償制度の適用がない 本庁非常勤だけは条例適用です

次に地方公務員の災害補償制度を定めた法律の規定ですが、地方公務員災害補償法の定義は次のようになっています。

地方公務員災害補償法

第二条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

一 常時勤務に服することを要する地方公務員(常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。)

二 <略>

2以下 <略>

一号の括弧書きの政令は、次のようにも

のです。

地方公務員災害補償法施行令

第一条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者

二 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

2 <略>

この第二号が問題となりますが、「総務大臣の定めるところ」というのは、告示により現在のところ月に18日以上勤務ということになるようです。いずれにしろ、Qさんは「常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日」が18日以上あるわけではないので、地方公務員災害補償法に定める補償の対象となる「職員」には該当しない

わけです。

そして、地方公務員災害補償法第69条に、「地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。」との規定があります。

地方公務員災害補償法

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。

3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

この条文により各地方自治体で定められている条例が「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」です。

しかし、条例の対象となる「非常勤の職員」は、「法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する

補償の制度が定められていないもの」であることが前提となっています。総務省が参考として第69条にもとづく条例(案)を行政通達として出していますが、その第2条で対象となる「職員」を定義し、他の法律が適用となる職員を除外しています。この条文は、そのままQさんの所属するR市の条例も同様です。

R市 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

昭和42年12月〇日 条例第〇号

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会および調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員および嘱託員その他の非常勤の職員等(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく船員保険の被保険者
- (3) R市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和〇年R市条例第〇号)の適用を受ける者
- (4) R市消防団員等公務災害補償条例(昭和〇年R市条例第〇号)の適用を受ける者

Qさんはこのうち「(1)労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受け

る者」になりますから、この条例の適用とはなりません。

労災保険は強制適用 届出なしでも保険関係は成立しています

以上のとおりの法律関係ですから、結局Qさんの受けた公務災害については、労災保険が適用されるというのが正しいこととなります。しかしここで疑問が出てきます。

もし、R市がA老人福祉センターで働く嘱託職員について、労災保険の届出をしていなかった場合どうなるかということです。実際、業務要綱には「第〇条 嘱託職員の公務災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。」と記されているそうですから、どう考えればよいでしょうか。

労災保険については、保険関係の成立について次のような法律の規定があります。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第三条 労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第四条の二 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

2 保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

労災保険の趣旨は、事業主や労働者の意図に関わらず、労働者を雇用したときから保険関係が成立するという事です。労災保険が強制加入だといわれる所以です。だからもし第四条の二の保険関係成立届が出ていなければ、法律に反することになってしまうけれど、すでに雇用されたときから保険関係は成立しているということです。したがって、もし届が出ていないならば所轄の労働基準監督署が届け出るように指導し、過去の保険料（2年分）も徴収することになります。

Qさんの公務災害については、労働者災害補償保険法や他の法律を読んでもやはり労災保険における適用対象となることは間違いありませんから、結局、労災保険の各給付を請求できることとなります。この前後によっては、労災保険未加入であった事業場で起きた労働災害の場合の保険給付と同じ扱いになるかもしれません。

なお、先ほどの業務要綱では「・・・条例の定めるところによる」と記されており、条

例には「労働者災害補償保険法の適用を受ける者」は対象外となっているので矛盾はないと言えるかもしれません。ちょっと皮肉な気もしますが。

労災保険給付を請求し 事実関係を伝えましょう

労災保険はまず請求を行うことにより、その補償給付を行うか否かの処分を行うために、所轄の労働基準監督署が調査を行うこととなります。主治医には労災扱いになるかもしれないと伝えてあるとのことから、まずは療養補償給付の請求を行うことになるでしょう。休業中の賃金は補償されたとのことです。休業中の賃金は補償されたとのことです。療養補償給付請求の様式第5号を作成し、労働保険番号と事業主印がもらえないならその旨を請求先の労働基準監督署に伝えて請求を行うということになるでしょう。

重労働を課せられた後の不自然な姿勢での作業により急性腰痛ですから、事実関係が認められるなら労災補償が受けられないはずがありません。

また、条例による「公務外通知」があつたとのことですが、審査請求については置いときましょう。もともとありえない通知があつたのですから。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/
Fax:03-3636-3881E-mail:joshrc@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/joshrc/

「アスベスト救済法」 一周年の検証シンポ

参加無料
どなたでも
参加できます

2007. **3.25** 中央大学駿河台記念館285号室
(日)13:30~17:00

アスベスト問題は終わっていない! 労働者・市民シンポジウムに集まって

石綿対策全国連絡会議は、3・26の市民集会・請願デモの前日に全国各地の取り組みに学ぶ、「アスベスト被害救済法施行1年の検証シンポジウム」を開催し、全国の運動を交流していきます。

クボタ・ショック以降、日本各地で新たなアスベスト被害が発覚し、被害者、家族、住民らの取り組みが始まっています。労働組合による被害の掘り起こしと補償を求める取り組み、国やアスベスト企業の責任を問う裁判も、今後ますます増えるものと思われます。

また、アスベスト問題は国際的な問題でもあります。欧米や日本の悲劇を他の場所で繰り返してはなりません。石綿対策全国連絡会議は、アスベストの地獄的禁止の実現をめざしており、集会には海外代表もお招きする予定です。

アスベスト問題は終わっていない!労働者・市民集会の前日、このシンポジウムを成功させていきましょう。26日の集会を含め、いずれも参加無料、どなたでも参加できます。ふるってご参加ください。



労災補償と新法による救済の比較 配偶者と子供一人(被扶養者2人) 賞与除く年収500万円世帯の場合

	労災補償	新法による救済		労災時効事例の救済		認定基準に係る救済 ◆新法認定基準によりは認定されるにわかわらず、過去10日 は何かをうけて受けた事例の救済について
		生存事例	法施行前死亡事例	法施行前死亡事例	生存事例	
適用期間等	基本的に初診日に遡って適用、「認定の有効期間」の定めなし	▼申請日からの適用、認定の有効期間5年(治る見込みなければ更新可能)	【施行後3年間の時限措置】	【施行後3年間の時限措置】	【救済なし】	
対象疾病	中皮腫、肺がん、石棉肺、良性石棉胸水、びまん性胸腺肥厚、その他石棉曝露業務に起因することの明らかな疾病	▼指定疾病=①中皮腫、②肺がん、③その他石棉を吸入することにより発生する疾病であって「政令で定めるもの」(定めなし)	◆なし	▼指定疾病(左欄①~③)、④その他厚生労働省令で定める疾病	—	
医療費	全額補償	▼自己負担分	◆なし	◆時効分の救済なし	—	
通院費	原則実費全額補償	◆なし	◆なし	◆時効分の救済なし	—	
休業補償	月額約33万円(平均賃金の80%)	▼療養手当として一律月額103,870円	◆なし	◆時効分の救済なし	—	
葬祭料	約82万円(平均賃金の30日分+31.5万円または60日分)	▼一律約199,000円(時効2年=労災の場合と同じ)	◆なし	◆なし	—	
遺族一時金	一律300万円(+年金の支給対象とならない遺族には約1,370万円(平均賃金の1,000日分)の一時金)	◆法施行日前罹患者が施行後2年以内に死亡し、医療費+療養手当支給総額が右欄の280万円に満たない場合に限り、差額を調整金として支給	▼一律280万円の特別遺族弔慰金	◆▼年金の支給対象とならない遺族に特別遺族一時金1,200万円	—	
遺族年金	約275万円(被扶養等遺族1人で平均賃金の153日分、2人201日分、3人223日分、4人以上245日分) ▼時効救済の場合の240万円に満たない低額労災年金受給者多数	◆なし	◆なし	▼遺族の人数の区分に依りて1人240万円~4人以上330万円の特別遺族年金	—	
就学援助費	保育園・小学校で月額12,000円~大学38,000円	◆なし	◆なし	◆なし	—	

◆救済の「期間」、▼「公正」さを欠く点

石綿対策全国連絡会議

アスベスト問題は 終わっていない!

～隙間なく公正な補償救済を実現させよう!～

参加無料
どなたでも
参加できます

2007. **3.26** 社会文化会館 (月) 13:30~15:00

労働者・市民集会に結集しよう!

クボタ・ショック以来、連日のように報道されていたアスベスト問題。小泉内閣で6回開催されてきた「関係閣僚会合」も、安部内閣では音沙汰なし。

アスベスト被害救済新法が施行されてから、労災補償件数の2~3倍で労災保険や救済法による「補償・救済」を受けています。まさに、アスベスト被害者の声、国民的な運動の結果でもあります。

しかしながら、石綿肺等の疾患も救済対象から外されるなど、「隙間なく救済」(法律目的のはず)されていないのが現状です。しかも労災補償と新法救済の中身が大きな格差を残しており、「公正な救済」を求める被害者の声は高まるばかりです。

アスベスト被害は「今後、数十年間拡大し続ける」のです。

まさに、アスベスト問題は終わっていないのです。この立場から、私たちは救済法見直し(5年以内の見直しの附帯決議)より、作り直しが必要な状況といえます。

アスベスト被害救済法が施行されて一周年。「すべてのアスベスト被害者に隙間なく公正な補償を!アスベスト対策基本法の制定を!」の署名は、全国津々浦々から187万人を超える方々の賛同が寄せられましたが、この願いはいまだ実現していません。小手先の対策で終わらせてはならないのです。

アスベスト被害はなぜ拡大しているのか、この間の国・石綿大企業の責任について検証し、私たちの声をアピールするために、全国から、アスベスト被害者とその家族、市民、労働者、すべての関心をもつ人々にご結集いただくよう呼びかけます!



※集会終了後国会に向けてデモを行います。



- 地下鉄有楽町線「永田町駅」下車2番出口から徒歩3分
 - 地下鉄半蔵門線・南北線「永田町駅」下車3番出口から徒歩4分
 - 地下鉄丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」下車1番・2番出口から徒歩6分
- ※駐車場設備はございません。お車による御来館は御遠慮ください。

東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7531

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881
E-mail:banjan@au.wakwak.com URL:http://park3.wakwak.com/banjan/

前線から

自治労三田市職指曲がり症裁判

被告側証人が公務起因性を証言？！

3月結審へ

兵庫

兵庫県三田市の病院、給食センターに24年間勤務し、指曲がり症（変形性手指関節症）を発症したAさん（自治労三田市職組合員）は地公災基金兵庫県支部に対して公務災害認定申請をしたところ公務外とされ、審査請求、再審査請求においても棄却となったため、2005年、地公災基金兵庫県支部を相手取り公務外認定処分を取り消しを求めて神戸市地裁に提訴した。

地公災基金を相手取った指曲がり症裁判はすべて原告被災労働者勝訴判決が確定しており（大阪地裁豊中市訴訟、大阪高裁堺市訴訟、松江地裁安来市訴訟、神戸地裁宝塚市訴訟）、指曲がり症に関して地公災基金が定めている指曲がり症認定基準の不当性が明らかになってきた。しかし、地

公災基金はこれを改めず、いまだに違法な公務外認定をつづけているのが現状である。

そうした中でこれまでの裁判結果を基礎としながら、Aさんが指曲がり症を発症した労働実態の立証を積み重ねてきた当該の三田市職、弁護団の取り組みが地公災基金を追い込んできた。すでにAさん本人尋問も終了した段階で、被告から医学証人の申請があったためその証人調べが1月23日に神戸地裁で行われた。

証言台に立ったのは、三上容司横浜労災病院整形外科部長。

三上医師は事前に提出した意見書で変形性手指関節症発症に関与する遺伝子が最近見つかったこと、変形性手指関節症は遺伝子がきわめて大きな役割を果たし

ている、との主張を行っていた。また、その一方で、労働負荷といった機械的ストレスも要因となることを同時に認めていたので、その証言内容がどうなるのかに興味が集まっていた。

証人を採用するか的事前協議で、裁判長から「かえって被告の不利になるのではないですか？」と言われたのを押して被告が証人調べを強硬に求めたという経緯もあった。

主尋問で地公災基金の用意した筋書きをなぞったあと、注目の反対尋問は原告代理人位田弁護士から「民間の労災保険では変形性手指関節症が労災認定された事例があることを知っているか？」ときかれ「知らない」と答え、神奈川労働局の労災医員を務めながら何も知らないことを露呈するところから始まった。

さらに「遺伝子の専門家ですか？研究論文はありますか？変形手指関節症の論文はありますか？」と聞かれて、すべて「いいえ」。この問題を証言する「専門家」ではないことを自ら明らかにしてしまった。

三上医師が引用した学術論文について「この論文では対象となった人たちについて職歴は調査されているか?」「変形性手指関節症の対象患者のうち、問題の遺伝子がみつかった人は何%だったか?」など意見書の柱になるべき事項について聞かれると「忘れた」を連発。「数%しかないんじゃないですか?」と指摘

され言葉を濁すといった場面の連続となった。

「機械的ストレスも原因になると考えますね」と聞かれ「そうです」と答え、発症後の増悪の主な原因は機械的ストレスだとも述べるなど、最後の方はまるで原告側の証人かと間違ふ証言ぶりであった。

労働行政の中で労災医

員という重責を担いながら、頼まれれば無責任きまりない証言台に立つ姿におそらく裁判長含めて法廷の全員が呆れかえったのではないだろうか。

いよいよ裁判は3月13日結審と決まった。

判決の行方が極めて注目される。



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター (編)

1260円 (税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない!

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。



なくせ! 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

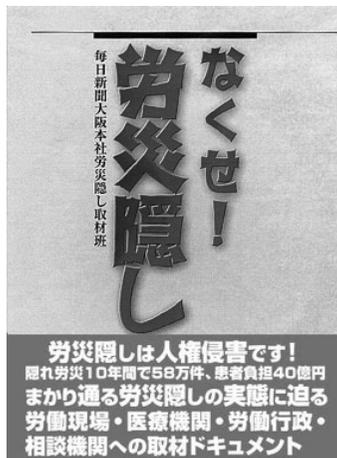
発行 アットワークス

(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575円

定価1575円を1450円(税、送料込み)でお売りできます。申し込みは氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター koshc2000@yahoo.co.jp、またはFAX06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>



1月の新聞記事から

1/5 水戸市の国道6号で、大型トレーラーが急停止した際に、積み荷の鉄板14枚が前に崩れ運転席部分を押つぶし、運転手と助手席の同僚が胸を強く打つなどで死亡した。

1/12 滋賀県甲賀市の国道1号の工事で交通整理をしていた警備員が、乗用車にはねられ死亡した。甲賀署は道交法違反（酒気帯び運転）などの疑いで、運転していた男性を現行犯逮捕した。

05年10月に滋賀県日野町の東洋アルミニウム日野工場で起きたアルミニウム粉による粉じん爆発事故で、大津地検は労働安全衛生法違反容疑で書類送検されていた東洋アルミニウムと当時の日野工場長をいずれも起訴猶予とした。アルミ粉の分級機について、法令で2年に1度義務づけられた自主点検をしていなかった。事故で第2作業場はほぼ全壊し、派遣社員ら3人が重軽傷を負った。

1/14 定期検査中の高浜原発1号機の原子炉補助建屋内で、配管から微量の放射能を含む水が漏れ、一部が協力会社の作業員4人にかかったが、健康に影響はないという。漏れた量は約370リットルと推定されるが、すべて建屋の床下のタンクに回収され、外部への流出はなかった。

1/15 トンネル工事でじん肺になったとして福島市の男性患者が大手ゼネコン「鹿島建設」を相手取り、2300万円の損害賠償を求めて福島地裁に提訴した。男性は1972年から76年と、88年から95年にかけて、千葉県などでトンネル工事に従事し、粉じんを吸い込む職場環境にありながら、同社はじん肺予防や健康管理のための万全な措置をしなかったと主張している。

1/16 愛知県岡崎市の国道1号の交差点で、マイクロバスと乗用車が衝突し、バスで寮から工場に向かう途中だったベトナム人研修生12人と双方の運転手計14人が病院に運ばれた。マイクロバスの運転手が右足を骨折するなど重傷。乗用車の男性も肋骨にひび、研修生12人は軽傷。

1/19 京都の園部労基署は、亀岡市の「畑林産」の代表を労働安全衛生法違反（作業主任者不選任）容疑で地検園部支部へ書類送検。同市の木材集材搬出現場で昨年11月1日、搬出中の木材作業員に激突、死亡する事故があり、荷重200キログラム以上の機械集材装置を使う場合に必要免許を受けた林業架線作業主任者を置かなかった疑い。

1/22 バイク部品製造「山田製作所」の社員の自殺で、遺族が「安全配慮義務違反が原因」と同社に約9300万円の損害賠償を求めた訴訟で、熊本地裁は、約7400万円の賠償を命じた。「常軌を逸した長時間労働で、肉体的、精神的負荷を負い自殺に至った」と長時間労働との因果関係を認めた。

九州の炭鉱で働き、じん肺になった患者らが国と企業を相手に損害賠償を求めた「西日本石炭じん肺福岡訴訟」で、新たに原告81人と国の和解が福岡地裁で成立。国は原告1人につき、約200万～917万円、総額約2億3300万円を支払う。

1/23 愛知県田原市の伊良湖岬灯台から南東約75キロの沖で、中米ベリーズ船籍の貨物船ピンヤンナンバー8で火災が発生、中国人の乗組員10人全員をヘリコプターで救助。うち1人は胸などにけがを負った。

昨年8月上旬、香川県坂出市の化学薬品製

造工場「日本ファインケム坂出工場」から塩素ガスが漏れ、隣接工場の従業員ら48人が不調を訴えた事故で、坂出署は業務上過失傷害の疑いで、同坂出工場の製造第一課長ら4人を書類送検した。配管内の塩素ガスを無害化した上で排出する作業に着手したが、無害化に必要な中和剤を入れる工程を怠り、そのまま煙突から漏らさせた。

鹿児島市の機械会社で倉庫改修工事をしてきた建設作業員が屋根から転落し死亡した。スレート製の屋根の上でビニールシートを覆う作業をしていたところ、スレートが割れ、約7メートル下の鉄パイプなどの資材上に落ちたという。

1/24 携帯電話会社「Jフォン」の従業員が02年に自殺したのは、うつ病の発症を放置し、無理な異動を命じた同社に責任があるとして、遺族3人が約1億660万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が名古屋地裁であった。裁判長は「うつ病の悪化による自殺は異動命令と因果関係が認められるが、同社がうつ病を認識していたとは言えない」と述べ、請求を棄却した。

03年5月に渡嘉敷村神山島の沖合で、男性がおぼれて死亡したのは、経験のない船のアンカー外しの海中作業をさせられたためとして、男性の遺族がダイビング業者を相手に損害賠償を求めた訴訟の判決が、那覇地裁であり、裁判長は、遺族の訴えを全面的に認め約9000万円の賠償金の支払いを業者に命じた。「未経験者にアンカー外しの作業をさせれば無理な潜水や潜水回数を重ね、その生命や身体に危険が及ぶことを、インストラクターの経験を持つ被告は十分予見可能だった」と注意義務違反があったとして、業者の過失を認定した。

派遣先工場の労災事故で障害を負ったのは工場の安全保護義務違反として、静岡県中部に住むブラジル人男性が大手自動車部品メーカー「矢崎部品」などに損害賠償を求めた訴訟の判決で、静岡地裁は約292万円の支払いを命じた。

1/26 青森県六戸町の東北新幹線六戸トンネルの工事現場で、トンネル外壁に防水剤を塗る作業をしていた社員が地上約9Mの足場から転落、死亡。足場の両側には転落防止用の手すりやネットが取り付けられていた。同署は病気などで突然具合が悪くなり足場から落下した可能性があるとして、詳しい事故原因や死因を調べている。

1/27 奈良県十津川村の国道168号拡幅工事現場で、雑木の伐採にあたっていた土木作業員が、切り倒された木の下敷きになって倒れているのが発見され、脳挫傷により死亡した。

1/30 神奈川県川崎市の産業ガス製造販売「太陽日酸」の京浜事業所で、同社員がアルミ製の円筒内で作業中、円筒が倒れ、頭を打ち即死した。社員は装置を組み立てるため、部品の円筒内部の溶接部分に傷がないか確かめていたという。

1/31 トンネル工事でじん肺になったとして、愛媛、岡山、広島県各に住む元建設作業員とその遺族が、国とゼネコン各社に計6億3690万円の損害賠償を求めた愛媛じん肺訴訟で、原告とゼネコン各社との和解が、松山地裁で成立した。ゼネコン53社が原告24人に計約2億5300万円を払う。裁判は同日結審し、国に対する賠償請求は3月30日に判決が言い渡される。